

## 部 会 会 議 録

周南市まちづくり総合計画審議会・第1部会 第3回	
日 時	平成21年7月28日(火) 15:00～17:20
場 所	周南市文化会館 地下 練習室2
出席者	委員 11人(欠席1人)
	小川部会長、江草委員、原田浩樹委員、向谷委員、水谷委員、堀本委員、廣澤委員、一原委員、尾上委員、桑嶋委員、三分一委員 (欠席:堀家委員)
	事務局 9人
	市民生活部:中村部長(市民生活部) 滝本次長(市民生活部) 松本次長(市民生活部) 中原課長補佐(協働政策課) 清水調整担当主幹(人権推進課) 三浦室長補佐(男女共同参画室) 企画課:原田課長補佐、亀割、福田
資 料	後期基本計画(素案):配布済み 審議会委員等からの意見等(第1部会回答):総合計画審議会、地域審議会第1部会第2回会議録

会 議 内 容
<p><b>1. 審議</b></p> <p>(1)「2-1-1市民活動の促進」「2-1-2市民参画の推進」について</p> <p>(部会長) 2-1-1市民活動の促進と2-1-2市民参画の推進について、相互に関係してくるところもあるので、一括で議論していきたい。</p> <p>これまでのところで、事務局でご検討いただくことになった部分についてはどのようなになっているか。</p> <p>(事務局) 事前にいただいたご意見についての回答は、お手元に配付させていただいている。会議の中での検討事項については、まだ内部で固まってないので、どのように整理するかということも含めて、部会長と相談をさせていただきたいと思っている。</p> <p>(部会長) 市民活動の促進というのは、従来からあるコミュニティの活動をどう強化していくか、市民参画の推進は、これから始まる新たな市民参画について施策をどう展開していくという理解でよいか。</p> <p>(事務局:市民生活部) 地域に根ざした地縁型の活動と、災害救援を目的に地域をまたいで集まって活動するといったようなテーマ型のグループの活動を包括して市民活動と考えている。</p> <p>市民参画の推進は、行政が行う様々なまちづくりの施策に対して、パブリック・コメントや市民説明会あるいは審議会等で市民の皆様が参画する機会を設けようというものである。</p> <p>(委員) 現状と課題と前期基本計画の実績・評価では、コミュニティについて最初に書かれているが、推進施策の展開では2番目になっている。グループバンクの登録については、推進施策の展開では、4番目にきているが、主要事業では最初にきているので、</p>

順番をそろえた方がいいのではないか。

(事務局：市民生活部) 整理したいと思う。

(委員) 自治会とコミュニティとを市ではどのような捉え方をしているのか。コミュニティを中心に進めていくのか、自治会を中心に進めていくのか。

(事務局：市民生活部) 地域には、子ども会とか婦人会、体育振興会とかいったいろんな団体があり、自治会もそのひとつである。それがひとつになったものがコミュニティ推進組織ということで進めていきたいと考えている。

(委員) コミュニティ推進事業をあえてあげられているが、方向性としては自治会よりは、コミュニティ組織を進めていくということか。

(事務局：市民生活部) 31のコミュニティ組織ができたので、それを進めていきたいという思いはある。自治会もコミュニティのひとつとして、一緒になってやっていきたい。一番の母体は自治会だと考えている。

(委員) 何か活動をするときには、コミュニティ組織が理想に近いというふうに思っている。文言として打ち出すことは難しいとは思いますが、その辺が少しはっきりでてくればいいと思う。

(委員) 鹿野地区は、コミュニティができたばかりであるが、全地区住民が対象になっている。各種団体は寄せ集めなので、何か連絡を周知しようとするれば自治会と一緒にやっていかないと成り立たない。自治会連合会こそ市の中でひとつになっていく必要があるのではないか。

(事務局：市民生活部) 自治会連合会の統一も大きな課題である。

(委員) 須々万では、各自治会がコミュニティ組織の中に入っているが、これが目指している形ということか。

(事務局：市民生活部) そうである。今、31コミュニティには、すべて自治会が入っている。自治会が入らないとコミュニティは成り立たない。

(委員) 菊川では、コミュニティ組織ができてちょうど30年であるが、以前は、富岡と加見が交互に、連合自治会長がコミュニティの副会長、コミュニティの会長が連合自治会の副会長を兼ねるといった形でやっていた。3、4年前からは、会長をそれぞれ別にして、組織を完全に分けている。

(部会長) 自治会長がコミュニティの会長を務める方が効率がいいのか。

(事務局：市民生活部) 仕事量が多いので別にしていくという地域もあるし、一人がやった方が効率いいと言われる地域もある。市の方から、この方がいいというようなことはない。

(部会長) コミュニティとテーマ型市民活動の2つが両輪としてあるということであるが、この基本方向のままでは読み取りにくいので、その辺がわかるような表現に変更できないか。

(事務局：市民生活部) 検討したいと思う。

(委員) コミュニティが上とか、連合自治会が上とかということではないが、地域によっては、なんとなくそういう空気があるのは事実であり、その辺の調整、調和が課題である。連合自治会長とコミュニティ会長は、基本的には分けた方がいいと思う。それぞ

れの立場でやっていく組織にしなければ実際に力が発揮できない。

(委員) 一人で何役もやると、その人が難しいときに何もできなくなるという危険性がある。それから、高齢化などで自治会が弱くなっている。自治会のあり方やリーダーのあり方について何らかの対策が必要である。

(部会長) コミュニティ推進事業が、主要事業の中に掲げられており、リーダーの育成についても、推進施策の展開の(2) コミュニティ組織の活性化に含まれていると理解できる。今のご意見のようなことはこれでよろしいか。

(委員) 地縁型市民活動は、近年のライフスタイルから維持されにくくなっているのではないか。自治会やコミュニティの枠の中にどれだけ若い世代、地元ではない人が取り込まれているか。今後、次の世代の新しいリーダーのたまごの発掘については、どのようにアプローチするのか。

(事務局：市民生活部) 行政としては、人材育成のための支援とあわせて、地縁型とテーマ型との交流を進めていきたい。例えばふるさと応援隊という各地のイベントにお手伝いに行くという活動をされているグループがあるが、そういった団体との交流の中で力をつけていただければと思っている。

(部会長) 都市部においては、地縁という関係にはなかなか馴染めないような方が結構いらっしゃるのか。

(事務局：市民生活部) 地縁型だけではなく、テーマ型においても活動に対する若い人の興味が薄れていることから後継者の問題を抱えている。

(委員) 市の職員が、それぞれの地域の自治会やコミュニティの集まりに率先して出てくるような気風を作っていくと将来的な展望はないと思う。

(委員) 職員の方は、地域のことにもあまりタッチされない。また、いろいろなノウハウを持っているにも関わらず退職すれば地域とはノータッチというような傾向も強い。日頃から、地域と関わるような生活、または職員としての仕事といった面での考え方というのが必要ではないか。

(部会長) 市の職員も協働にどんどん参画していくというような表現は出ていないか。

(委員) 市の職員であっても、どんな仕事をしている人であっても、自宅に帰ればコミュニティの一員であるので、求められることはやらなければならない。

高齢化で若い人たちが地域の中にいないと言われるが、周南市は、県内でも、全国的にも若い人たちの活動が盛んな地区だと思う。そこに対してどれだけ発信ができていくかという問題がある。市内でも若い人が力を発揮しているコミュニティもあるので、コミュニティ間で連携をして若い人たちを取り込んでいく取り組みをしていかないと、長期的にみたときに淘汰される危険性がある。それから、仕事が難しくなりすぎているのではないか。ハードルが少し高くなっているのではないかということを感じている。

(部会長) 公務員の方の協働については、業務としてということであって、ボランティアでという意味ではない。

(委員) 業務としてのポジションと、思いがあって活動しているという部分では、それをイコールにしようというのは乱暴だし、行政の方に負担を強いることになるのではな

いかと思う。

(事務局：市民生活部) 現職で、保護司、人権擁護委員、各種団体長をやっている者もいる。個々人の自由があるので強制はできないが、市長も地域活動に参加するように言っている。後期基本計画の中では、そういった個別のことはあげられないので、一市民という捉え方で捉えざるを得ないのではないかと思っている。

(部会長) 業務として市民活動に参加されている職員の方のあり方をお聞きしたのだが、そういったところも強化していかないと、市民活動が盛んになるに連れて負担が増えていくようでは難しくなってくる。勤務形態を変えるとか、人数を増やすとか、やり方を変えるとか、サポートする所管の職員がやりやすくなるような工夫は何かないものか。

(事務局：市民生活部) いろんな団体が活発に活動するためには、事務局体制、人材づくりというのが必要不可欠である。行政側はいろんな支援をするが、団体も自立して活動しなければならない。人材も限られた資源なので、市民の方も効率的に使って欲しい。そういう相関関係があるのではないかと思っている。

(委員) 市民活動グループバンク登録グループ数について、目標値の400団体の根拠は、ホームページの更新がほとんどされていないので、その当たりの文言が必要ではないか。

(事務局：市民生活部) 目標値は、県民白書に掲載の県民活動を行った県民の割合がおおよそ30パーセントで、これに周南市の人口12万3,000人をかけて、団体化されるものをそのうち4割と仮定した数値を基礎に算出している。グループバンクの登録数は、下関市は244、宇部市は118、山口市で218である。団体数については判断基準が難しいが、周南市は市民活動が他市よりは活発化していると言える。

データの更新については、随時行っている。年に1回は、すべてのグループに現状と活動内容について調査しデータの更新をするようにしている。また、3年に1回冊子を作成している。

(委員) 市民活動支援センターについて、あまり知られていないので、その辺の周知が必要ではないか。

(事務局：市民生活部) 「YUI」という情報誌を、各公民館等の公共施設に置いているが、現在、駅の改札口の横とか、いろんなところに置かせてもらえるよう交渉しているところである。

(委員) 目標数値を入れる必要はないのではないか。

(事務局：市民生活部) それでもいいかと思う。

(委員) 文章では広い範囲で力を入れようとしていることが伺えるが、数字がどうしても1ヶ所だけを捉まえたものになるので、結局この部分のことだけを言っているのかといふふうに捉えられ、文章の妨げになってしまっている。

(部会長) 計画の進行管理を考えると、何か数値が欲しいというのはある。美しい言葉だけ並んでいると実際にそれがどれだけ進んだのかわからない。

(委員) 市民活動における目標数値は、すべて市民が参加したり相談したりしないと数が増えないものとなっている。

(委員) 数が多ければいい、少なければ努力していないということではなく、あくまでも皆さんがどれだけ充実した行事をされているかということに重きを置くべきである。

(委員) 市民アンケートの結果は、わからないと無回答で50パーセントになっている。この辺をどのように考えているか。

(事務局) それぞれ施策について、市のピーアールが欠けているという部分もあるかと思う。目標数値については、客観的に見るひとつの指標、5年間でこれが達成できたとかできなかったとか分析するひとつの指標として今回出させていただいている。市民活動や市民参画の部分では、啓発やピーアールをしていくということが、数値を上げるために行政がすべきこととなってくる。

(委員) コミュニティ交流集会等の年間参加者数が数値としてあがっているが、今までの反省と今後の取り組みを考えた上で出した数値か。また、145人参加というのは、コミュニティ交流集会等を何回開催したことによるものか。

(事務局：市民生活部) この数値には交流集会、若者参画事業、事務局の担当者研修会、三団体の皆さんが視察に行くことも含まれている。目標値の200人というのは、ご案内したものにすべての方が出てきていただいたらという数字である。

(委員) コミュニティ交流集会についても取り組みを考えていかないと、従来のみで数字だけあげるというのでは、新しい計画の中では物足りないと思う。

(事務局：市民生活部) すべての事業について、皆さんのご意見を伺いながら、いい方向へ持っていければと考えている。

(部会長) 目標指標については、再度検討していただくということによいか。

(事務局：市民生活部) それなりの根拠をもとに、将来の動機付けの数字にしたいと考えている。

(部会長) 市民参画の推進についてはのご意見は。

現状と課題に、パブリック・コメント、ワークショップとあるが、用語の説明を入れていただいた方がいいのではないかと。

(事務局：市民生活部) 入れるようにしたい。

(委員) 2007年に市民参画条例を制定したとのことであるが、成果はあったか。

(事務局：市民生活部) 年次報告というのが条例の中で義務付けられている。

パブリック・コメントは、市民の皆さんに「こういう形で、こういう体育館を作りたい」というような案を出してご意見を募り、それに一件ずつお応えを返し、それを広く公表するといった制度であるが、パブリック・コメントの推移が、市が提示した件数が19年度5件、20年度は9件、市民の皆さんからいただいたご意見は、19年度が6件、20年度は179件である。報告書については、9月頃公表し、各支所公民館に置く予定にしている。ホームページでも公開する予定である。

(委員) パブリック・コメントで、市民はいいことを言っているか。

(事務局：市民生活部) 施策によって異なるが、コアプラザ熊毛の図書館等反映されている部分も随分ある。

(委員) 実績・評価に、パブリック・コメントの成果を盛り込めないか。また、推進施策の展開にも、市民の声を求めている、実際にことは動いている、これからも柔軟に動

かしていくという姿勢が盛り込まれるといいのではないか。

(事務局：市民生活部) 前期基本計画の実績・評価に、市民参画条例に基づいて市民の意見をどういう形で生かしたという実績を入れたらどうかということか。

(委員) それがあると、推進施策の展開の(2)市民参画評価システムの確立につながってくるのではないかと思う。

(事務局：市民生活部) それぞれの施策によって違うので、個別にあげるのは難しい。

(委員) 全体として、実際に何かしら動いているということでもいいと思うが。

実績・評価に103件の市民参画方法とあるがこれはどういったものか。

(事務局：市民生活部) 81の施策で、103件の市民参画方法というのは、ひとつの施策で、パブリック・コメントという方法と、市民説明会という方法を2つとったものがあるということである。

(委員) それは、パブリック・コメント等の窓口を設けたというだけで、市民の方からのアクションの数ではないので、実績とは言えないのではないか。

(事務局：市民生活部) 評価については、市民参画推進審議会で、評価意見書を作成していただいているところであり、今年の9月に公表する予定である。

(部会長) 9月公表ということで、この計画に反映するのは難しいと思う。

(2)「2-2-1 人権の尊重」「2-2-2 男女共同参画社会の推進」について

(部会長) 2-2-1 人権の尊重と2-2-2 男女共同参画社会の推進について、一括で議論していきたい。

(委員) 個人情報保護条例のデメリットとして、母子福祉連合の会員数が激減しているということを知った。民生委員からも、個人情報が壁になっているという意見がある。デメリットを少しでも改善する手段がないか。

(事務局：市民生活部) 人権の意識調査を行い、現在集計中であるが、その中でも同様の意見が出ている。私どもが仕事をしていく上で、もっといろんなことを知りたいとか開示していきたいという部分もあるが、制度上制約されているというのが現状である。

(委員) 民生委員さんも、常に何か起こってからの対応ということになり、自分たちは何もできないというようなことを言われている。法的に決まっているということで、これ以上は望めないのか。

(事務局：市民生活部) 個別には、児童虐待のようなケースでは、法的に決めて個人情報を出すことができるということもある。

(部会長) これについては、社会全体の問題なので、ここで掲げるのは難しいと思うが、そういう意識は持っていただいて、幼児虐待の行政の立ち入りのような制度がいろんなところで広がっていくと、もう少し現実に即した対応ができるのではないかと思う。個別の問題では是非ご検討いただきたい。

(委員) 58ページの(4)男女間における暴力の根絶の二つ目で相談体制の充実とあるが具体的にはどのように進めるのか。

(事務局：市民生活部) 市で受けている相談件数が、19年度までは20件程度、20年度は68件であった。一人の方が何回も相談にこられているケースも結構ある。また、

前期基本計画の実績・評価にあげているが、DV相談窓口紹介カードを昨年の6月に公共施設の71ヶ所のトイレに置いたが、その効果もあったかと思う。今後も、相談できる場所があるということをいろんな形で周知をしていきたいと思っている。広報では、年2回6月と10月に男女共同参画に関する特集を掲載している。これまでは、市の職員が相談を受けていたが、この4月からはこども家庭課の方で専門相談員が対応している。

(委員) 相談件数の男女の割合はどのようになっているか。

(事務局：市民生活部) 周南市に関しては、全員女性である。20代の方からのご相談も増えている。県が21年の3月のDVの基本計画の改訂で、交際相手からのデートDVへの対応を打ちだしているの、周南市としても、これに取り組んでいこうという姿勢を持っており、学校で啓発をしていくことが効果的かと思っている。市民アンケートでも、今後男女共同参画を進めていく中で重要な項目はという質問に対して、子どものときから家庭や学校での男女平等の学習というのが2番目にあがっていることもあり、今後は、教育委員会と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。

(部会長) 相談されているのは、皆さん既婚の方か。

(事務局：市民生活部) DVというのが、配偶者からとか親密な方というふうな形なので、全員既婚者である。

(部会長) デートDVについては相談がないのか、それとも数字としてあげられていないのか。

(事務局：市民生活部) 相談を受けたものは、DVのみである。

(部会長) DVの相談は承りますということであると、デートDVを受けている方が相談できなくて躊躇されているというようなことはないか。そういったことがあるのであれば、名称も含めて間口を広げる必要があるのではないか。

(事務局：市民生活部) デートDVについても、用語の説明に加えるということで対応したい。

(委員) 男女平等ということについていけない部分がある。根本的に男女は質として違うと思う。女性は、言葉の暴力というのをかなり男性に使っている。暴力を受けている女性ばかりではなく、言葉の暴力をふるっている女性に対するカウンセリングもやっていただきたい。

(部会長) 男女共同参画というのは、それぞれの特性を生かして共同でやっていこうという発想でよいのかと思うが。

(事務局：市民生活部) DV法ができたのが、平成13年、男女共同参画社会基本法が平成11年にできている。男性と女性はそれぞれ肉体的に性差はあるが、社会的に作られた、男だから、女だからこうしなければいけないというような差別については変えていこうというものである。

(委員) 57ページの前期基本計画の実績・評価の5番目は、「活動を支援します」ではなく「活動を支援しました」ではないのか。

現状と課題の女性の審議会等の参加であるが、40パーセントという目標は随分早くからあったと思うが、審議会は、行政の方がある程度割り当てをされるので、そ

んない難しいことではないと思うが。

(事務局：市民生活部)平成16年に男女共同参画推進条例ができて、その中で40パーセントという目標が掲げられている。委員会によれば充て職であったり専門性を問われる委員会等もあるので、目標に近づけようと思っても難しい部分がある。

(委員)女性に適任者がいないという考え方は、男女共同参画という考え方の中でどうかと思う。

(事務局：市民生活部)行政側としては、目標に近づけたいということは持っているが、場合によれば、公募枠でどうしても女性が少ないということもあり、そういった変動要因もある。

(委員)人権の尊重で、主要事業に人権教育研修事業というのがあるが、研修等に行く人が偏っているのではないか。

また、学校、地域、職場における人権教育研修会等参加者数の現状値が14,000人で26年度の目標値が15,000人というのは、ちょっと目標値が低いと思うが、もっと多くの人に出てもらえるようにしたらどうか。

(事務局：市民生活部)意識調査の中でも子どもの頃から教育の中で考えてほしいという意見が多い。昨年は、学校とタイアップして近くの中学校3校の生徒を集めて、地球のステージを開催した。今年は、須々万中学校で行う予定である。14,000人というのは、学校を中心としての取り組みの数字である。今後は、それを広げていきたいと思っている。目標数値については、もう一度検討させていただきたい。

(委員)人権について、正しい権利についての啓発がおろそかになっているのではないか。個人情報、プライバシー、ものの定義といったところについて正しい権利のあり方の啓発を図り、そういうものを盛り込んでいただければいいのではないか。

男女共同参画の現状と課題の、「男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」というところに、「世代のかかわりなく」ということを入れていただきたい。若者に関しての言及があまりにも少ないので、是非、人権という面からもアプローチをしていただきたい。

(事務局：市民生活部)正しい権利については、持ち帰って検討してみたい。

男女共同参画については、男女共同参画社会基本法という言葉を用いているが、出前トークなどで、説明する際には、若い方も、高齢者の方もということで、言葉を添えているので、その辺を検討させていただきたい。

(委員)男女共同参画で、現状と課題の二つ目の項目、「家庭・職場・地域において男女の役割に対する固定的な考え方が残っていることから、引き続き男女平等理念の普及を図る必要があります。」とあるが、この文章を入れる必要があるのか疑問に思う。

(事務局：市民生活部)アンケートの中で、男女の地位が平等になるために重要な項目として、さまざまな偏見や固定的な社会通念、習慣、しきたりの改善というのが1番目にあがっていて、この部分が固定的な考え方が残っているという部分だと思う。ということから、あえて現状と課題のところに入れさせていただいた。

(委員)こういう文章を入れると、ウーマンリブという考え方にどうしても固まってしまうのではないかと思う。



(事務局：市民生活部) 男女共同参画は、1975年の国際婦人年のときから始まっている。女性の地位の向上が主な目的であった。社会の流れも変わってきて、男女共同参画は、女性の問題ということではなく男性の問題でもあるということで、男性も女性も意識を変えていただかなければならない。

(部会長) これについては、書いてある方がわかりやすいのではないか。啓発の中で、そういう問題ではないということを訴えていっていただきたい。

(事務局：市民生活部) 表現をもう少しやわらかくするとか検討させていただきたい。

(部会長) 宿題がいろいろ出ているので、できるだけ皆さんがご確認いただけるような形をとりたいと思っているが、細部については私に一任していただく部分もでてくるかと思う。最終的には、全体の審議会でご報告することになると思う。

(事務局) 会議の中でいただいたご意見や事前に提出していただいたご意見を踏まえて、市の方の考えと審議会としての考えをまとめて、答申書を出していただくようになるので、その辺の整理を含めて部会長さんと相談をさせていただきながら、審議会に答申書の案を出すということで進めてまいりたい。

以上